

(写)

## 地域の高齢者等の安心・安全な生活環境づくりに向けた協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社山梨中央銀行（以下「乙」という。）とは、山梨県内の地域における高齢者等の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、山梨県内の高齢者等地域社会で支援する必要があると思われる者に対する生活の見守り活動、消費者被害防止等に関する啓発活動、認知症サポーター養成等（以下「高齢者等の支援活動」という。）について、甲と乙が相互に協力することにより、高齢者等が安心・安全に生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、山梨県内各市町村及び関係機関等に対し本協定の趣旨を周知するとともに、高齢者等の支援活動の円滑な実施に向けた乙と各市町村との協力関係の構築などに必要な支援を行うものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、山梨県内の本支店において、別記の取組を誠実に実行するものとする。

2 前項の取組に係る経費は、乙の負担とする。

（免責）

第4条 乙は、別記第2項、第3項の取組における連絡を行うことができなかった場合であっても、また、当該連絡を行ったことにより紛争が生じた場合であっても、それらの責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲、乙は、この協定の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、本件高齢者等の支援活動の従事者でなくなった後も同様とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間完了の3カ月前までに甲又は乙から更新しない旨の意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(写)

(協定の変更)

第7条 甲又は乙が、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月15日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号  
山梨県知事

乙 山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号  
株式会社山梨中央銀行  
代表取締役頭取

(写)

別記（第3条関係）

- 1 乙は、通常の業務全般を通じて、地域における見守り活動に協力する。
- 2 乙は、渉外活動等で個人宅等を訪問した際、訪問先で次に掲げる異変等を発見したときは、その状況等を総合的に判断した上で、必要と思われる場合には、別に甲が提供する所管の市町村の連絡先へ連絡を行うこと。
  - (1) 訪問時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。
  - (2) 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
  - (3) 日中にもかかわらず外灯が点灯されたままであったり、日没後でもカーテンが閉められておらず、人影も確認できない。
  - (4) 頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音がするなど、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われたとき。
  - (5) その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。
- 3 乙は、渉外活動等による移動等を通じて、行方不明高齢者等の捜索に協力する。
- 4 倒れている人を発見した場合など、緊急性が高いと思われる場合には、乙は、救急車の手配や警察への連絡を行うこと。
- 5 乙は、通常の業務全般を通じて、高齢者等の消費者被害防止等に関する次に掲げる事項に取り組むものとする。
  - (1) 金融取引を含む消費者被害防止に関する情報の提供
  - (2) 金融リテラシー向上のための金融経済教育の推進
  - (3) 成年後見制度活用の啓発
- 6 乙は、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会を目指し、認知症サポーター養成に取り組むとともに、高齢者等地域社会で支援が必要な人が安心して取引できる環境づくりに取り組むものとする。
- 7 乙は、本取組を通じて高齢者等の地域活動支援に取り組むものとする。

以上